

森林植物園・須磨離宮公園におけるライトアップ業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

令和7年8月1日

公益財団法人神戸市公園緑化協会

森林植物園・須磨離宮公園におけるライトアップ業務委託 公募型プロポーザル方式 実施要領

1. 案件名称

森林植物園・須磨離宮公園におけるライトアップ業務

2. 趣旨

本実施要領は、「森林植物園・須磨離宮公園におけるライトアップ業務」（以下「本業務」）の委託事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」）により選定するための必要な事項を定めるものである。

本業務を受託しようとする者（以下「参加者」）は、本実施要領に基づき必要な手続きを行うものとする。

3. 本プロポーザルの目的

現在、公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「当協会」）は、神戸市立森林植物園（以下「森林植物園」）ならびに神戸市立須磨離宮公園（以下「離宮公園」）の指定管理者として、各園の管理運営に携わっている。

各園は、神戸市「大規模公園ビジョン」（令和3年3月策定）において、「布引・再度山森林パークス」ならびに「西須磨パークス」各エリア内の拠点施設としてそれぞれ位置づけられており、神戸市が有する豊かな自然環境や歴史文化資源の保全のみならず、これらを活用した地域活性化やまちづくり、観光振興に寄与することが求められている。

上記ビジョンを踏まえて、当協会では各園の魅力向上や利用活性化に向けた様々な取り組みを進めているところだが、その中で夜間の集客イベントとして森林植物園では『紅葉のライトアップ』、離宮公園では『Suma Rikyu ルミエール』を実施し、日中では体験することのできない機会を創出している。

両イベントともに、各園が有する公園の特性を活かした魅力あるライトアップを継続実施してきた結果、少しずつイベントが認知され始めており、昨今のSNSによる効果もあり周辺地域のみならず遠方からの来園者も増加傾向にあるが、さらなる集客を目指す上ではより魅力あるライトアップ内容が不可欠となっている。

本プロポーザルは、上記ビジョンに加え、神戸市が推進する「ナイトタイムエコノミー」にも寄与するため、各園のライトアップ内容をより充実させることのできる、ライトアップに係る高度な知識や技術を有する優れた事業者を選定することを目的に実施するものである。

4. 業務の概要

（1）業務内容

別紙「森林植物園・須磨離宮公園におけるライトアップ業務委託特記仕様書」のとおり。ただし、契約時において、受託者の提案内容により、当協会と協議の上、一部変更する場合がある。

（2）委託料上限額 年 2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(3) 契約期間 契約締結の日から令和10年3月31日(金) (3カ年)

< (参考) 令和7年度の各園イベント実施期間 >

イベント名	実施期間 (予定)
森林植物園『紅葉のライトアップ』	令和7年11月3日(月祝)～12月7日(日) までの期間中土日祝日のみ(計12日間)
須磨離宮公園 『Suma Rikyu ルミエール ～紅葉 と噴水のファンタジー～ 2025』	令和7年11月8日(土)～12月7日(日) までの期間中土日祝日のみ(計11日間)

(4) 履行場所

- ① 神戸市立森林植物園(神戸市北区山田町上谷上字長尾1-2)
- ② 神戸市立須磨離宮公園(神戸市須磨区東須磨1-1)

※各園のイベント実施場所については、別紙「実施場所図」参照。

(5) 本業務の前提条件

- ① 各年度の業務は、当該年度の予算成立を前提とする。
- ② 年度開始時に委託料が減額となる場合、当協会と受託者との協議を経て、予算額に応じた業務内容に変更する。
- ③ 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、全て契約金額に含むものとし、当協会は委託料以外の費用を負担しない。

5. 参加資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- ① 「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)」第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 「会社更生法(平成14年法律第154号)」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)」に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- ③ 技術提案時において「神戸市指名停止基準要綱」に基づく指名停止を受けていないこと。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」)」第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(「法」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を使用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- ⑤ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納していないこと。
- ⑥ 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいないこと。
- ⑦ 本業務を受託するにあたり、適切に設営作業や工程管理、安全管理を行うことが可能であるととも、当協会と円滑に業務内容に関する調整等が可能であること。
- ⑧ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ⑨ 共同事業体による応募の場合、構成員の全てが上記①～⑧の要件を全て満たすこと。また、当協会との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

6. 選定スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールの概略は次のとおりとなる。

内 容	期間等
① 公募開始日	令和7年8月1日（金）
② 参加申込書の受付期間	令和7年8月1日（金）～8月12日（火）17時必着
③ 参加資格決定通知	令和7年8月13日（水）～8月15日（金）
④ 質問の受付期間	令和7年8月4日（月）～8月12日（火）17時必着
⑤ 質問への回答	令和7年8月18日（月）～8月20日（水）
⑥ 技術提案書の提出期限	令和7年8月26日（火）17時必着
⑦ プレゼンテーション・選定審査会	令和7年8月29日（金）14時～
⑧ 選定結果の通知	令和7年9月上旬
⑨ 契約締結・業務開始	令和7年9月中旬
⑩ 業務完了	令和10年3月31日（金）

7. 応募手続等に関する事項

（1）参加申込書の提出について（必須）

- ① 受付期間 令和7年8月1日（金）～8月12日（火）17時必着
- ② 提出方法
・受付は電子メールのみで行う。
- ③ 提出書類 **【様式1】** 参加申込書 1部
- ④ 提出先 「11. 提出先・問合せ先」メールアドレスのとおり
- ⑤ 参加資格決定通知 8月13日（水）～8月15日（金）の間に、電子メールにより通知する。

（2）質問の受付について（任意）

本実施要領や特記仕様書等の内容で不明な点があれば、下記のとおり質問を受け付ける。

- ① 受付期間 令和7年8月4日（月）～8月12日（火）17時
- ② 質問方法

- ・文書（様式任意）により行うものとする。文書の中には、質問者の担当部署、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを必ず明記すること。
- ・受付は電子メールのみで行う。
- ・受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ③ 提出先 「11. 提出先・問合せ先」メールアドレスのとおり
- ④ 質問への回答 令和7年8月18日（月）～8月20日（水）
 - ・回答は全ての参加者に対して、電子メールにより行う。
 - ・回答のうち、本プロポーザルに係る内容は本実施要領を補足するものとし、委託業務に係る内容は特記仕様書を補足するものとなる。

（3）技術提案に係る書類の提出について（必須）

- ① 提出期限 令和7年8月26日（火）17時必着
- ② 提出方法
 - ・持参または郵送によるものとする。
 - ・持参の場合は、休園日（水曜日）を除く9時～12時、13時～17時までの間とする。
 - ・郵送の場合は、簡易書留等配達記録の残る方法とすること。
- ③ 提出書類
 - 【様式2及び様式2別紙】誓約書
 - 【様式3】技術提案書（別紙「技術提案書作成要領」を参照し作成すること）
 - 【様式4】見積書
 - 【様式5（参考）】見積内訳書（様式任意）
 - ・見積内訳書には、要員ごとの人件費単価や配置人数、項目ごとの工数、単価等がわかるように明細を作成し、値引き等がある場合はその旨を記載すること。
 - ・園ごとで要する金額がわかるように記載すること。
- ④ 提出部数
 - 【様式2及び様式2別紙】は1部、【様式3】～【様式5（参考）】は各正本1部、副本5部提出すること。
- ⑤ 提出場所 「11. 提出先・問合せ先」のとおり

8. 選定に関する事項

（1）選定方法

- ① 本プロポーザルは、参加者全員から技術提案に係る書類の提出を受け、提出書類ならびに参加者によるプレゼンテーションの審査に基づき、第1受託候補者および第2受託候補者を選定する。
- ② 審査は、当協会職員等で構成する「森林植物園・須磨離宮公園におけるライトアップ業務委託にかかる提案審査委員会」による「選定審査会」を開催し、提出書類の記載内容について、参加者によるプレゼンテーションを踏まえて評価を行うものとする。

<プレゼンテーションについて>

実施日時	令和7年8月29日（金）14時～ ※各参加者の開始時間は個別に通知
------	-----------------------------------

実施場所	神戸総合運動公園管理センター２階（神戸市須磨区緑台）
備考	・参加者によるプレゼンテーションの時間は１０分以内とし、質疑応答時間を１０分程度設けるものとする。 ・プレゼンテーションの出席者は、１参加者につき２名までとする。 ・提出された技術提案書をもとにプレゼンテーションを行うものとし、提出された技術提案書以外の資料等を使用しての説明は不可とする。 ・プレゼンテーションを欠席した参加者は、評価対象外とし、本プロポーザルを辞退したものとする。

- ③ 技術提案書は、各園個々に作成するものとし、下記（２）に定める選定基準に基づき、一部共通記載事項を除き個別に採点を行う。
- ④ 見積書ならびに見積内訳書は、年度ごとに作成すること。なお、各園に対する予算配分は任意とする。
- ⑤ 個別の得点を合算し、次の各要件のいずれにも該当する参加者のうち、合計点が最も高い者（以下「最高得点者」）を第１受託候補者、次に高い者を第２受託候補者とする。
- i 見積金額が委託料上限額以下の者
 - ii 見積金額が著しく低い額を提案した場合や各園に対する予算配分が適正だと認められない場合で、当協会の調査の結果、履行に支障がないと認められた者
- ⑥ 最高得点者が複数ある場合は、そのうち評価項目（３）の合計点が最も高い者を第１受託候補者とする。さらに、評価項目（３）の合計点の最高得点者も複数ある場合は、当該募集事務に関係のない当協会職員にくじを引かせて第１受託候補者を決定する。
- ⑦ 各委員の合計点の平均得点が１２０点未満の場合は、要求水準を満たしていないと判断し、受託候補者とししない。

（２）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

※評価項目の詳細については、別紙「評価項目一覧」参照。

評価項目		配点内訳
（１）実施体制	業務を行う上での実施体制や人員配置に関すること	３０点
（２）業務実績	類似業務の実績に関すること	４０点
（３）実施計画	新規性や実現性、安全対策等に関すること	１００点
（４）地元事業者等	①地元事業者（本社所在地が神戸市内）２０点（満点） ②準地元事業者（支店・出張所等が市内にある）１５点 ③上記①②に該当しない事業者 １０点	２０点
（５）価格点 （見積金額評価点）	「年度ごとに算出した見積金額の総額／６００万円（委託料上限額年２００万円×３年）」の割合で評価を行う。（３０点満点） 各割合に対する評価点は、見積金額の総額が９７％以上：２点、９５％以上：４点、９３％以上：６点、９１％以上：８点、９１％未満：１０点とする。	１０点

	※見積金額が <u>委託料上限額</u> を超過している場合、 <u>価格点</u> は算出せず失格とする。 ※見積金額は <u>税込額</u> とする ※得点の小数点以下は切り捨てとする。	
	合計点	200点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと。
- ③ 選定終了までの間に、他の参加者に対して提案内容を意図的に開示すること。
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ 許容された表現以外の内容を記載すること。
- ⑥ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

第1受託候補者および第2受託候補者は、決定後速やかに通知するとともに、各園ならびに当協会ホームページに掲載する。なお、審査の内容等に関する問合せや審査結果についての異議申立ては受け付けない。

9. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

- ① 「当協会契約事務手続要綱」の規定に基づき委託契約を締結する。
- ② 契約にあたっては、特記仕様書および選定された提案内容をもとに、第1受託候補者と当協会が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で契約手続きを行う。
- ③ 第1受託候補者との協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行った上で受託者を決定することができるものとする。

(2) 委託料の支払い

毎年度の業務完了後、当協会の履行確認を経て、受託者の請求に基づき支払うものとする。

(3) 契約書案

別紙「委託契約書（頭書）」および「委託契約約款」参照のこと。

(4) 契約の解除

- ① 提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は契約を締結せず、契約締結後であっても解除を行うことがある。
- ② 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

10. その他

(1) 提案に要する費用

提出書類の作成および提出、現場調査等に要する費用（各園に入園する際の入園料ならびに

駐車料も含む)は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い

- ① 全ての提出書類は返却しない。
- ② 提出された技術提案書は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。
(ただし、「当協会情報公開要綱」に基づく公開を除く。)
- ③ 選定された技術提案書は、「当協会情報公開要綱」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

(3) 参加申請の辞退・取り消し

- ① 参加申込書ならびに技術提案に係る書類の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出すること(様式任意)
- ② 参加申込書の提出を行っていた場合であっても、技術提案に係る書類の提出が期限内に行われなければ、参加申請は無かったものとみなす。
- ③ 参加申込後に「神戸市指名停止基準要綱」に基づく指名停止または「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。

(4) その他

- ① 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ② 書類提出後、事務局の判断により補足資料等の提出を求める場合がある。
- ③ 提案は1者につき1案のみとする。
- ④ 応募手続等において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨のみとする

1 1. 配付書類

本プロポーザルに係る配付書類は下記(1)～(8)のとおりとなる。

- (1) 実施要領(本書)
- (2) 特記仕様書
- (3) 実施場所図
- (4) 様式集(【様式1～5】)
- (5) 技術提案書作成要領
- (6) 評価項目一覧
- (7) 委託契約書(頭書)
- (8) 委託契約約款

1 2. 提出先・問合せ先

森林植物園・須磨離宮公園におけるライトアップ業務委託公募型プロポーザル方式事務局
(公益財団法人神戸市公園緑化協会森林植物園内 担当：高田)
〒651-1102 神戸市北区山田町上谷上字長尾1-2
TEL：078-591-0253 E-mail：shinrin_info@kobe-park.or.jp